

社会福祉法人平成福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成福祉会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、評議員及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

(特別功労金)

第6条 特別功労のあった役員には、理事会の決議を経て、特別功労金を支給する事ができる。金額については、過去の功労を勘案し理事会にて決定する。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を得なければならない。

附則 この規程は、平成21年12月から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月27日から施行する。

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1

名称	報酬
理事会出席報酬等	5,340円
評議員会出席報酬等	5,340円
監事監査指導報酬	5,340円

別表2

名称	報酬1日	旅費
報酬及び旅費	10,000円	実費